

FELISSIMO CREATIVE LABO (仮称) ((仮称) 三宮新港町計画)

計画の概要

1. 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

神戸市中央区浪花町 59 番地

株式会社フェリシモ 代表取締役社長 矢崎 和彦

2. 設計者の氏名及び住所

東京都千代田区九段南 4 丁目 6 番 12 号

株式会社石本建築事務所 福地 拓磨

3. 計画名称

FELISSIMO CREATIVE LABO (仮称) ((仮称) 三宮新港町計画)

4. 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区新港町112番地
- (2) 敷地面積 約2,270.65平方メートル
- (3) 建築面積 約1,482.00平方メートル
- (4) 延べ面積 約8,328.92平方メートル
- (5) 高さ 約 41.1 メートル
- (6) 構造 鉄骨造
- (7) 階数 地上8階
- (8) 建物用途 事務所、集会場、展示場、物販店舗、飲食店舗



完成予想図

協議の経過及び内容（計画段階協議、ランドスケープ及び照明にかかる設計段階協議）

計画段階については、「(仮称) 三宮新港町計画」として、地区全体で協議を行っている。また、設計段階協議のうち、ランドスケープ及び照明にかかる協議についても、地区全体で協議を行っており、協議経過及び内容については、下記【参考】のとおりである。

協議の経過及び内容（設計段階）

1. 設計段階デザイン協議の申出年月日

平成30年9月20日

2. 設計段階デザイン協議の申出があった旨の公告年月日

平成30年10月3日

3. 設計段階デザイン協議の申出に係る書面等の縦覧期間及び場所

平成30年10月3日から同年10月16日まで

神戸市住宅都市局計画部景観政策課 窓口

4. 景観アドバイザー専門部会の開催日時

平成30年10月22日

7. 良好な景観の形成に関する意見を神戸市長から通知した年月日及び内容

平成30年11月5日

- 1) 建物の立面について、バックヤード的なイメージや圧迫感が感じられる部分を極力少なくするよう、開口部の配置や建物のデザインに配慮してください。また、東西方向の回遊性を高めるような動線の確保について検討してください。
- 2) 建物頂部の壁面サインについて、正面からだけでなく斜め方向から視認されやすい立地状況も考慮し、複数のサインが視界に入ることによって煩雑な印象を与えないよう、設置箇所を絞り込むなど配置について検討してください。
- 3) 来客や一般の人を対象とする出入口について、内部の様子が伺えるような工夫など、エントランス空間としての表情を演出するよう検討してください。
- 4) デッキや足元周りの接続形態、外構や低層棟の屋上テラスの植栽計画について、隣接街区や水際広場を意識した空間となるよう検討してください。
- 5) 外壁の色彩や素材感について、他の建物も含めた全体計画の中での当該建物の考え方を整理してください。

8. 神戸市長からの意見に対する景観影響建築行為予定者からの回答年月日及び内容

平成30年12月18日

- 1) 建物の立面については、東西面については壁面を開口することで、圧迫感を抑えられるものと考えています。
東西の道路沿いについては、カフェの賑わいが屋外にも感じれるよう開口を大きくし、バックヤードとなりうる部分は入口を奥ませるなど、景観に配慮します。
また、敷地南側については、海側緑地広場とカフェが同レベルとなるようにして、東西方向の回遊性を高めます。
- 2) ハーバーランドからの視認性も考慮し、南面、西面は壁面サインを建物上部に設置し、北面については複数のサインが視界に入り煩雑な印象を与えにくいように位置を調整いたします。
- 3) 2階出入口部分は、風除室をガラスで開放的にしたり、サイン計画にてエントランス空間としての表情を演出いたします。

4) 外構と低層棟屋上テラスの植栽計画が連続したものとして感じられるよう、テラスにもプランター等の配置を計画します。また、屋外階段足元周りのデザインは開発地域全体の外構計画に属しますので、今後の協議にて改善を図ります。

5) 計画全体の中では中層棟と位置づけられる今計画では、外壁の色彩については文化施設棟を際立たせる明度として、コンクリートパネルの持つニュートラルな素材感を生かしたクリア塗装が望ましいと考えています。

9. 協議の成立年月日

令和元年6月11日

【参考】

(仮称) 三宮新港町計画

計画の概要

1. 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

大阪府大阪市北区中之島3丁目2番18号

住友不動産株式会社 住宅分譲事業本部 近畿事業部長 横田 健二

2. 設計者の氏名及び住所

東京都千代田区飯田橋3丁目11番18号 飯田橋MKビル

前田建設工業株式会社 一級建築士事務所 森野 聡

3. 計画名称

(仮称) 三宮新港町計画

4. 地区の所在及び地番

神戸市中央区新港町71番1、71番2、71番3、71番4、112番1、112番2

協議の経過及び内容 (計画段階)

1. 計画段階デザイン協議の申出年月日

平成29年11月10日

2. 景観アドバイザー専門部会の開催年月日

平成29年11月20日

3. 良好な景観の形成に関する意見を神戸市長から通知した年月日及び内容

平成29年11月30日

1) エントランス空間や広場、視点場といった、事業全体で分担すべき空間の配置やボリュームに加え、建物足元周りの外構や公共空間も含めたランドスケープデザインの考え方など、異なる事業者間で共有すべきガイドラインを早期に作成し、これをもとに設計を進めることで、空間的な一体感を確保しつつ、神戸のウォーターフロントにふさわしい個性ある魅力的な景観形成に資する建物デザインとなるよう検討してください。

2) 都心ウォーターフロントの都市再生を先導する、影響力の大きいプロジェクトであることをふまえ、神戸市民のみならず、神戸を訪れる多くの人々に新たな魅力と活力のある場を提供できるよう、設計を進めるにあたり、できるだけ多くの意見を取り入れるよう配慮してください。

3) ボリュームの大きい建物では、デザインの分節化を検討してください。

- 4) A街区とB街区をつなぐ歩行者デッキについて、街区間の東西方向の公共空間における見通し確保に配慮し、見通しを阻害しない軽快なデザインとなるよう検討してください。
- 5) 神戸のウォーターフロントにふさわしい個性ある魅力的な景観を、夜間も形成するよう、照明計画を検討してください。

4. 神戸市長からの意見に対する景観影響建築行為予定者からの回答年月日及び内容

平成30年9月7日

- 1) 専門家を起用してデザインガイドライン（建築編、ランドスケープ編、照明編）を策定、これを事業者間で共有しながら、設計を進めてまいります。
用途・規模が異なる建物の集合体ではございますが、各々の建物の個性を尊重しながら、空間的な一体感と統一感のある街並みを創出することで、神戸ウォーターフロントの新しい景観に資するよう努める所存でございます。
- 2) 上記のガイドラインに沿って設計を進めること及び出来る限り多くの方の意見も採り入れるよう努め、様々な視点から検討を行い、神戸市民のみならず、神戸を訪れる多くの人々に新たな魅力と活力を感じて頂けるような街づくりを目指します。
- 3) 2棟の住宅棟は、制限のある高さの中で分節化を図りながら、デザインの工夫を検討し、中層・低層建物との融合によりウォーターフロントの新たなランドマークとなるよう検討いたします。
- 4) 東西道路に架ける歩行者デッキにつきましては、東西方向の見通しを阻害しないよう設計面で配慮いたします。
- 5) 既存の神戸ウォーターフロントの夜間景観と調和を目指し、新しい魅力的な景観が夜間も醸成されるような照明計画となるよう、専門家を起用して検討いたします。

ランドスケープ及び照明にかかる協議の経過及び内容（設計段階）

1. 設計段階デザイン協議の申出年月日

平成30年11月21日

2. 景観アドバイザー専門部会の開催日時

平成31年3月25日

3. 良好な景観の形成に関する意見を神戸市長から通知した年月日及び内容

平成31年4月9日

- 1) 植栽について、計画地の生育環境を考慮した樹種を選定するとともに、土壌改良など将来的に植栽が育つ基盤整備をご検討ください。
- 2) 住宅棟西棟西側の横断デッキに至るマウンドについて、バリアフリーで安全面への配慮と、空間的な広がりのあるシンプルなデザインが両立できるようご検討ください。
- 3) 公共空間も含めた地区全域において、植栽をライトアップするようご検討ください。

4. 神戸市長からの意見に対する景観影響建築行為予定者からの回答年月日及び内容

令和元年5月28日

- 1) 海岸沿いの立地条件は、樹木にとっては厳しい生育環境でございますので、ランドスケープデザイナー等の専門家の意見を踏まえて、慎重に樹種の選定を行ってまいります。
また、植栽部分では、土壌調査を行ったのち適切な土壌改良を施して、将来を見据えた植栽基盤の整備に努めてまいります。
- 2) 当該部は、立体横断施設としての通行機能とまちの賑わい創出に寄与する滞留機能をうまく融合させた風景創出が肝要であると理解しています。

マウンドの空間構成については、手摺の設置位置やデザイン、プランターの設置等により、通行機能と滞留機能の空間をゆるやかに分けるとともに、バリアフリーや安全面にも配慮しつつ、一体的な広がりを感じられる賑い空間の創出に努めてまいります。

3) 全体照明計画とのバランスも考慮しながら、街区内の要所にある植栽について、ライトアップの実施を検討いたします。